

●東京都告示第三百八十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）竹芝地区開発計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社アルペログランデ

代表取締役 星野 浩明

中央区日本橋二丁目一番十四号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）竹芝地区開発計画

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区海岸一丁目の区域にオフィス、展示場、住宅及び店舗を含む高層建築物の建設を行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、景観、風環境、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十七年三月十一日から同月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 中央区環境土木部環境政策課

中央区築地一丁目一番一号

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について、都民から1件の意見書が提出された。また、事業段階関係区長(港区及び中央区)からの意見が2件提出された。意見等の件数の内訳は、表1に示すとおりである。  
これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表2～4に示すとおりである。

表1 意見書等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	1
事業段階関係区長の意見	2
合計	3

表2(1) 都民の意見書及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
①眺望の変化について	<p>評価書では、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと予測しているが、勝どきからの眺望は現在が世界遺産である富士山の絶景が望めるのに対し、当計画がこのとおり完成した場合、まったく望めなくなる状況である。</p> <p>日本の誇りである富士山が望めるかどうかは大きな問題である。 資産価値低下も考えられ、精神的にも、影響は非常に大である。</p>	<p>環境影響評価書案における代表的な眺望地点の選定にあたっては、計画建築物が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用頻度及び滞留度が高い場所、計画地の周辺住民が慣れ親しんだ身近な景観が望める場所を考慮し、一般に立ち入ることの困難な場所は対象としていません。</p> <p>計画地東側の眺望地点においては、既存高層建築物によりスカイラインが形成される場所が多く、本計画建築物が地域の景観に大きな影響を与えることはないと考えます。</p>
②周辺景観との調和について	<p>計画地は東京都景観計画の大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域であり、浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区内である。 水辺景観形成特別地区とも至近の位置にある。</p> <p>景観条例(景観計画)では周辺のビルとの調和を計る、スカイラインを合わせる等の項目があるが、周辺のビルの高さはほとんど100～130m程度であるのに対して当計画は210mと突出しており、周辺既存ビルとの調和は図れない。</p> <p>調和を図るには150m以下とすべきと考えます。</p>	<p>本計画地は都市再生緊急整備地域に指定され、都市開発事業を通じて良好な住環境を備えた住居機能の他、業務・商業・文化・交流等多様な機能の誘導に加え、公共施設・公益的施設の整備により、交通結節機能や歩行者ネットワークの強化が求められた地域に位置しています。さらに「竹芝地区まちづくりガイドライン」においては、地域のにぎわいや回遊性を高め魅力的な街づくりを進めることがうたわれています。</p> <p>本計画はこうした上位計画を受けて、産業界・国際競争力強化に資するビジネス支援・交流施設や起業支援施設の整備をはじめ、浜松町駅から竹芝ふ頭・竹芝駅とにぎわい空間をつなぐ歩行者デッキの整備、地域に開かれた広場や緑地の整備、防災対応力強化に資する帰宅困難者支援機能の整備など、都市再生への様々な貢献により認められた容積率を有効に活用するよう建物規模を設定いたしました。</p> <p>スカイラインや周辺ビルとの調和に対しては、旧芝離宮恩賜庭園を挟んだ浜松町駅側にて先行する、浜松町駅西口周辺開発計画の建築物(高さ約200m)も含めて考慮しているほか、高層部は周辺建築物の色彩との調和に配慮した品格ある落ち着いた縦基調のデザインとし、文化財庭園からの眺望に対しても落ち着いた穏やかな背景として佇む外観となるよう配慮していきます。</p>

表2(2) 都民の意見書及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	景観	事業者の見解
③圧迫感の変化について	旧芝離宮恩賜庭園からの眺望についても、現在には北側に残留ビルディング、南側に東京ガスビルがあり、南側の東京ガスビルはかなり圧迫感があるものの公園はどちらかという東側に眺望が開ける造りになっており影響度は比較的小さい。 しかしながら当計画はその東側に位置し、高さも東京ガスビルの2倍近い、210mであり、幅も1.5倍以上の、巨大な構造物であり、相対的な圧迫感があることは容易に想像できる。せめて東京ガスビル程度(116m)に高さを抑えるべきと考えます。(150mが限度と考えられる)	建物の高層部は、単純な面とならないよう質意のある縦基調の意匠とし、建物としてのポリユーム感を軽減するよう配慮しています。特に、旧芝離宮恩賜庭園側の面については、外壁線のコーナー部分をセットバックし、外装材の塗装色にも変化を付けること等により、垂直方向の明瞭な分類表現とし、幅方向に長大な面とならないよう配慮します。 また、頂部についても、サツジ形状、コーナーのセットバック、外装材の塗装色の違い等により、水平方向の明瞭な分類、変化のある頂部表現とします。さらに周辺建築物とのスケール感の調和を図るよう低層部の計画に配慮し、豊かに緑化されたスキップ・テラスにより、潤いのある景観を近隣に提供し、圧迫感を低減します。	なお、景観法の届出については港区に対して平成26年8月4日に「景観計画区域内における行為の事前協議書」を提出し、港区景観アドバイザー会議の審議を経て港区からの助言・指導を踏まえ、平成26年11月17日付で「景観計画区域内における行為の届出書」を提出し、受理されております。 また、東京都に対しては「大規模建築物等の建築等に係る事前協議書」を平成26年8月6日提出し、平成26年9月3日に協議を終了しております。

表3(1) 港区長の意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	環境影響評価全般	事業者の見解
	計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応していただきたい。	計画地周辺の住民及び関係者の方々からの街づくりを含めた意見・要望等に関しては、真摯に対応いたします。	環境影響評価書を作成する際には、内容及び表現をさらに工夫して、一般の方々から理解しやすいものとなるよう努めます。

表3(2) 港区長の意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	工事計画	事業者の見解
	「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」(以下「区要綱」という。)の内容を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めること。 解体建物にアスベストが使用されている場合は、吹き付け材、保温材等のほか、アスベスト含有成形板の使用状況についても十分な事前調査を行い、調査内容を書面で記録し、保管すること。また、区要綱や大気汚染防止法等の法令にしたがった報告・届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行うこと。周辺住民からの問い合わせがあった場合は、調査方法及び処理方法を丁寧に説明すること。	近隣の方々には、説明会等により事前の周知を確実にするとともに、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」の内容に基づき、地域の生活環境の保全に努めてまいります。	地下解体工事の実施に際し、アスベストの使用状況について十分な事前調査を行うとともに、調査内容を書面で記録して保管いたします。また、アスベストの存在が確認された場合には、区要綱や大気汚染防止法等の法令にしたがった報告・届出及び飛散防止対策を講ずるとともに、適切な廃棄物処理を行います。周辺住民からの問い合わせがあった場合、調査方法及び処理方法について丁寧に説明いたします。 なお、既存の産業貿易センター建物解体は、本計画の工事期間中に東京都が行うことから、関係部署と十分な協議を行ってまいります。
	建設作業実施届出など必要な事前届出をすると共に、十分な近隣説明を行うこと。 建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講ずること。 工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫すること。特に、学校周辺や通学路等の通過にあたっては、通学時間帯を避けるなどの配慮をすること。	特定建設作業実施届出等その他の必要な事前届出を行うとともに、着工前に行う工事に関する説明会等で、近隣の方々への十分な説明を行ってまいります。	評価書案に記載した環境保全のための措置の実施を徹底し、周辺環境に与える影響を低減するよう努めてまいります。
項目	意見の内容	交通	事業者の見解
	環境影響評価書には、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化について予測評価を分かりやすく記載すること。特に、車両出入口付近等建築物周辺の変化を丁寧に記載すること。 本事業により利用者の増加が見込まれるJR浜松町駅、ゆりかもめ竹芝駅等について、交通事業者と事前に協議を行うこと。	環境影響評価書では、本事業に伴い生じる交通量や流れの変化による周辺環境の変化の予測評価について、表現等を工夫し一般の方々から理解しやすいものとなるよう努めます。また、車両出入口付近等建築物周辺の変化を丁寧に記載いたします。	交通事業者(東日本旅客鉄道株式会社及び株式会社ゆりかもめ)及びその他の関係者との事前協議を十分に行ってまいります。

表3(3) 港区長の意見及び事業者の見解の概要

項目	風景境 (港区ビル風対策要綱について)	事業者の見解
意見の内容	「風景境対策に関する事前協議」届出に記載された建築物形状等の工夫について確実に実施すること。	「風景境対策に関する事前協議」届出に記載したとおり、東京管区気象台における年間風の向出現頻度の高い北北西の風に対して風の流れに配慮する等、建築物形状の工夫に加えて、業務棟(高層部)を西寄り配置し、敷地の北側、東側、南側に空地や植栽帯を設ける等、配置上の配慮も確実に実施してまいります。
項目	風景境 事業者の見解	事業者の見解
意見の内容	エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用すること。	配置計画や建物外皮性能等、建築的手法により省エネルギーに配慮した上で、空調設備に関しては、換気用ファンに高効率モーターを採用します。電気設備についても高効率トランス及びLED照明を採用するなど、高効率機器を積極的に採用してまいります。
意見の内容	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めること。	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱に基づく港区との協議を行うとともに、国産木材の使用に努めてまいります。

表4 中央区長の意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
意見の内容	建築物の色彩、デザイン等に配慮し、浜離宮恩賜庭園や晴海ふ頭公園からの水と緑豊かな景観に調和するよう努められたい。	建築物の高層部は周辺建築物の色彩との調和に配慮した品格ある落ち着いた緑基調のデザインとし、浜離宮恩賜庭園や晴海ふ頭公園からの眺望に対しても落ち着いた穏やかな背景として佇む外観となるよう配慮してまいります。
項目	意見の内容	事業者の見解
意見の内容	本事業に関する工事車両、景観その他環境影響についての苦情・相談の受付窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるよう努められたい。	本事業に関する近隣の方々からの苦情等に対し、速やかに対応できるように相談窓口を常設します。また、近隣の方々に窓口設置について、様々な方法による周知を行い認識いただくよう努めてまいります。

●東京都告示第三百八十八号

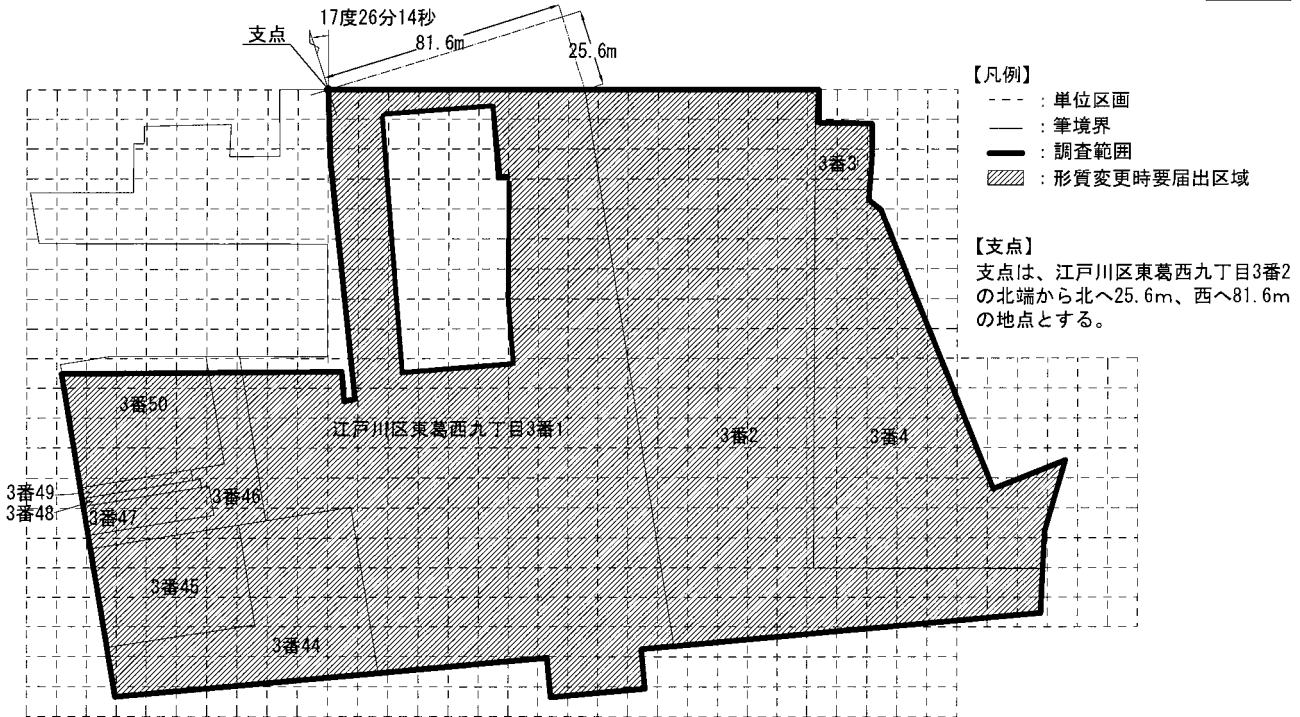
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江戸川区東葛西九丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【格子の回転角度(17度26分14秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百八十九号

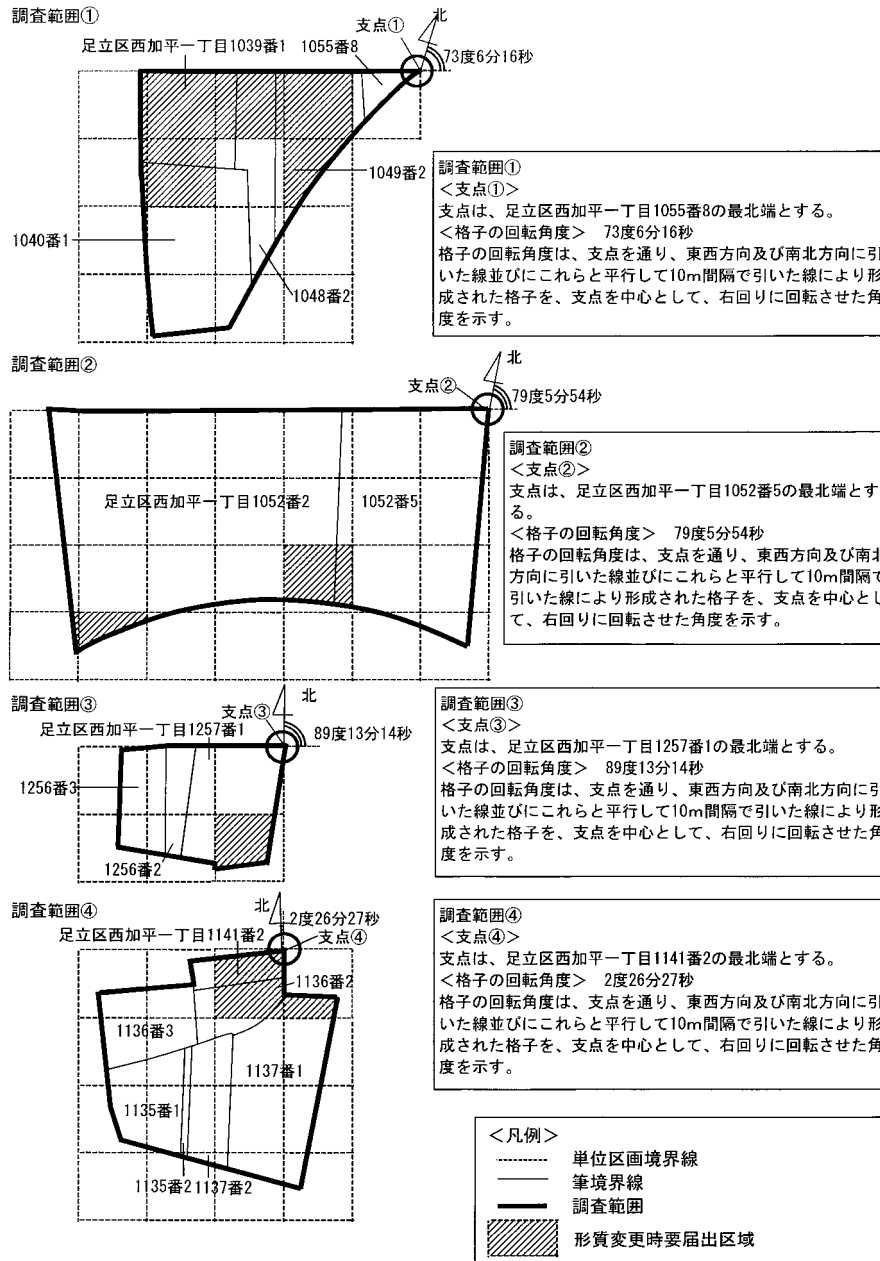
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区西加平一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第三百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十一日

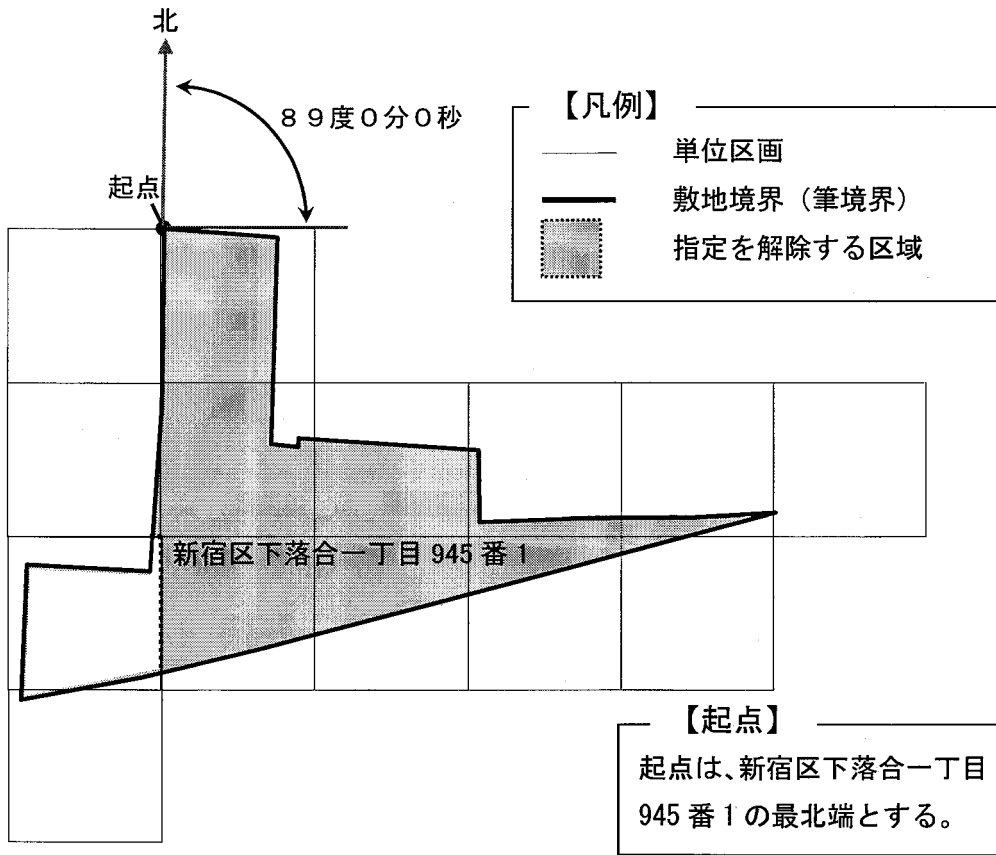
東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（新宿区下落合一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度（89度0分0秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百九十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千四百九十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

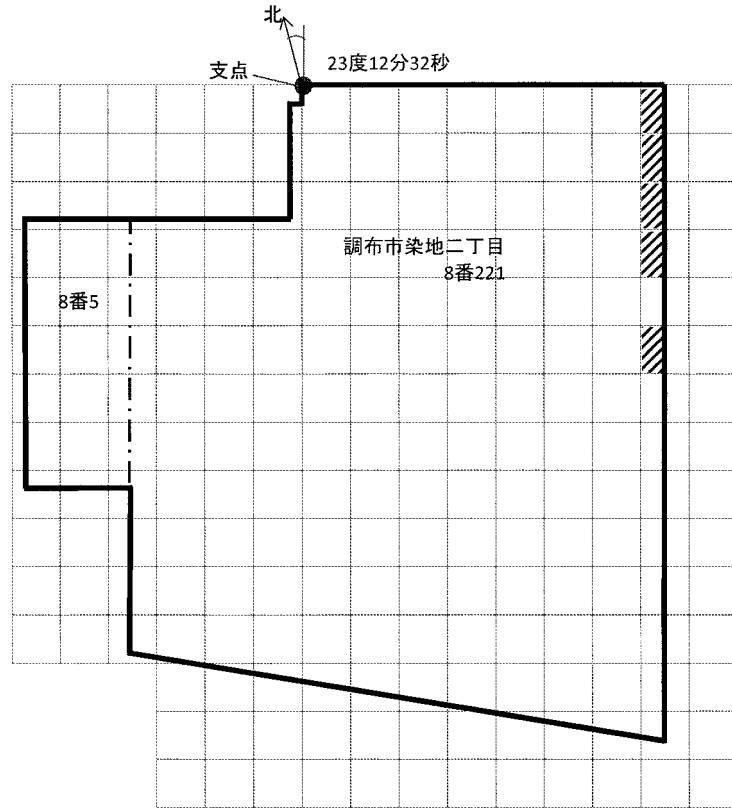
平成二十七年三月十一日

東京都知事 舛添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（調布市染地二丁目内）

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<p>■凡例</p> <p>----- : 単位区画</p> <p>- - - - : 筆境界</p> <p>———— : 敷地境界</p> <p>////// : 指定を解除する区域</p>	<p>■支点</p> <p>支点は、調布市染地二丁目8番221の最北端とする。</p>
--	---

■格子の回転角度 (23度12分32秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (内水漁管)

●東京都内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定に基づき、東京都の区域におけるコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の放流、持ち出し等について、次のとおり制限する。ただし、採捕したコイをその場で放流する場合を除く。

平成二十七年三月十一日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 井 草 利 久

(放流の制限)

一 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、公的研究機関が試験研究のために行う場合を除き、コイの放流を行ってはならない。

(持ち出しの禁止)

二 東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面においては、その水系からコイを持ち出してはならない。ただし、東京都内水面漁場管理委員会が承認する場合、東京都が疾病のための検査を行う場合及び焼却・埋却等処分を行う場合については、この限りではない。

(遺棄の禁止)

三 生死を問わず、東京都の区域の公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(有効期間)



四 この指示の有効期間は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。

●東京都内水面漁場管理委員会指示第二号

平成二十七年年度における第五種共同漁業に係る増殖方法及び増殖すべき量等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十七年三月十一日

東京都内水面漁場管理委員会  
会長 井 草 利 久

漁業従事者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
青橋町御店二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第1号	あゆ	2,100 kg	10~30 g		
		にじます	8,530 kg	100 g		
		やまめ	3,875 kg	100 g		
西多摩郡奥多摩町 米川1793番地 米川漁業協同組合	内共第1号	いわな	130,000 粒	2 g		
		いわな	179,000 粒	2 g		
		卵	135 kg	100 g		
青橋町御店二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	こい	10,000 粒			
		あな	25 kg	50 g		
		つぐい				
青橋町御店二丁目 333番地 奥多摩漁業協同組合	内共第4号	あゆ	10 kg	10~30 g		
		にじます	600 kg	100 g		
		やまめ	200 kg	100 g		
おきる野千歳沢 1311番地 杉川漁業協同組合	内共第2号	こい	5 kg	50 g		
		あな				
		つぐい	200 kg	10~30 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	あゆ	75 kg	25~50 g		
		かじか				
		あゆ	320 kg	20~30 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第3号	こい	220 kg	200 g		
		あな	150 kg	50 g		
		つぐい				
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第12号	あゆ	40 kg	25~50 g		
		つぐい	40 kg	20~30 g		
		あな	220 kg	200 g		
府中市府中町二丁目 25番地 多摩川漁業協同組合	内共第12号	あゆ	150 kg	50 g		
		つぐい				
		あな	40 kg	25~50 g		
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あゆ	1,124 kg	80 g		
		にじます	85 kg	1,700 g		
		やまめ	200 kg	100 g		
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	こい	10,000 粒	2 g		
		あな	15,000 粒			
		つぐい	80 kg	200 g		
八王子市上恩方町 1353番地 恩方漁業協同組合	内共第5号	あな	20 kg	25~50 g		
		つぐい				
		かじか				

漁業権者の住所及び名称	免許番号	魚種	放流量	一尾当たりの重量	産卵場造成	備考
西多摩郡奥多摩町 川野529番地 小河内漁業協同組合	内共第9号	にじます	600 kg	100 g		
		やまめ	150 kg	100 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	225 kg	150 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g	1箇所 (1箇所10㎡以上)	
	内共第10号	うぐい	100 kg	100 g		
		にじます	50 kg	100 g		
		やまめ	10,000 尾	2 g		
		卵	10,000 粒			
		いわな	75 kg	150 g		
		稚魚	10,000 尾	2 g	1箇所 (1箇所10㎡以上)	
内共第15号	やまめ	10,000 尾	2 g			
	卵	10,000 粒				
	いわな	10,000 尾	2 g			
	稚魚	0 尾				
	ふな	500 kg	25 g			
	卵	20 kg	25~50 g			
内共第11号	うぐい	1,400 kg	25 g			
	ふな	60 kg	25~50 g			
	稚魚					
	産卵場造成1箇所					
	産卵場造成4箇所					
	産卵場造成1箇所					

注 このについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のため東京都内水面漁場管理委員会が発動した委員会指示(委員会指示第1号)に従い、種苗放流に係る指示は行わないこととする。

### 訓令(議)

#### ●東京都議会議員令第十二号

東京都議会議政局

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(昭和三十九年東京都議会議長訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十一日

東京都議会議長 高 島 なおき

第四条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員がその子を養育するために申請した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第二に定めるところによる。

イ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員  
ロ 小学校に就学している子を養育する職員であつて、東京都議会議会局長(以下「局長」という。)が別に定めるもの

3 前項の規定は、条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むことに支障がある者(各々が二週間以上にわたる同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員がその子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。